

意見をお寄せください

コメント)」を実施しています。

皆さんからのご意見等を募集し、制定・策定にいかすとともに、集約したご意見等と区の考え方を公表しています。

4 世田谷区地域公共交通計画(素案)

誰もが安全・安心・快適に移動できる持続可能な交通体系や交通サービスの確立をめざす計画です。

計画の背景

区民・交通事業者・行政が協働して、さらなる公共交通不便地域対策の推進、公共交通ネットワークの確保・維持などに取り組んでいく必要があることから、現行の「交通まちづくり基本計画及び行動計画」が6年度末に期間満了を迎えることも踏まえ、「誰もが安全・安心・快適に移動できる世田谷」を基本方針として、新たに「世田谷区地域公共交通計画」を策定します。

主な課題

- 路線バスが運行しやすい都市計画道路等の整備・南北方向の公共交通の強化
- 公共交通不便地域における交通弱者の移動手段の確保
- 交通渋滞解消、踏切の安全性向上、道路と鉄道の立体交差化、交通施設等のバリアフリー化
- 公共交通の担い手不足の解消

目標と主な施策

①安全・安心な地域公共交通の実現に向けた取組み

安全・安定輸送の確保、交通施設のバリアフリー化、心のバリアフリーの普及啓発等に取り組めます。

②持続可能な地域公共交通の実現に向けた取組み

交通ネットワークの確保・維持・拡充、公共交通の利用促進(モビリティ・マネジメント)、環境負荷の低減、公共交通不便地域対策の推進等に取り組めます。

③快適な地域公共交通の実現に向けた取組み

交通結節機能の強化による乗継利便性の向上、情報通信技術を活用した分かりやすい情報提供の充実、快適な移動のための交通環境整備、新たな輸送サービスによる移動の選択肢の提供等に取り組めます。

誰もが安全・安心・快適に移動できる持続可能な交通体系や交通サービスの確立に向けた取組みについて、ご意見をお寄せください。

☎交通政策課(〒158-0094 玉川1-20-1 ☎6432-7946 FAX6432-7991)

5 せたがやインクルーシブ教育ガイドライン(素案)

インクルーシブ教育を推進していくための教員向けのガイドラインです。

ガイドラインの背景

教育委員会では、多様性を尊重し、子どもと大人が対話を重ねながら、子ども自身が学び方や過ごし方を決めることを基本とした、共に学び、共に育つ質の高い教育の実現をめざしています。

共に学び、共に育つ、インクルーシブ教育に対する考え方や、推進していく上で必要となる知識や事例などをまとめ、学校現場と教員をサポートするガイドラインを策定します。

基本理念

● 区では、様々な個性や背景、状況のある全ての子どもが同じ場で仲間として共に学び、自分たちのことを自分たちで決め、誰もが自分らしく学校生活を送ることのできる教育を推進していきます。

同じ場で共に学ぶ仲間が、様々な個性や背景をもっていることを理解し、相互理解と尊重が当たり前となるような子どもたち同士のつながりや学校の文化をつくっていきます。

● 教育委員会と学校は、全ての差別を取り除き、学校が相互理解と学び合いの場所であることを基本とし、大人側の「こうあるべき」というこれまでの観念を改めて見つめなおし、現在の制度の中で何ができるかを絶えず考えていきます。これまで進めてきた区の教育の知見を生かしつつ、住み慣れた環境の中で子どもたち一人一人が望む学びが行われるよう、できることから一歩ずつ前へ進めていきます。

構成と主な内容

①インクルーシブ教育と世田谷区のめざす姿

インクルーシブ教育の基礎知識と、インクルーシブ教育を推進する意味と意義について解説するとともに、区がめざすインクルーシブ教育の基本理念と、インクルーシブ教育を推進していくための5つの行動コンセプトを定めています。

②インクルーシブ教育実践ポイント

ガイドラインを読んだ教員がインクルーシブ教育について理解し、不安なく取組みを推進できるよう、区内の学校での実践事例を掲載しています。

③ガイドラインの活用について

学校や教員が場面ごとに応じて、積極的にインクルーシブ教育の推進や啓発ができるように、ガイドラインの活用事例をまとめています。

世田谷区の子どもたちへの教育における、共に学び、共に育つインクルーシブ教育の推進に向けて、ご意見をお寄せください。

☎教育指導課(☎5432-2706 FAX5432-3041)

共通事項

素案閲覧場所 区のホームページ(右記二次元コード)、各担当課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー・くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館

提出期限 10月8日(必着)

提出方法 ● 区のホームページ(右記二次元コード)から
● 書面(書式自由)をファクシミリ、郵送または持参で各担当課へ

記入事項 ①ご意見・ご提案②住所または勤務先・通学先の所在地・名称③氏名④法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地
※点字表記・音声媒体・手話を録画した動画による提出可。
※障害等により、前記方法による提出が難しい場合は、各担当課へご相談ください。

意見の公表 1・3・47年3月 2・57年2月(いずれも予定)



区HPQ 7778